

令和 6 年度の授業料 免除制度について

制度対象者の確認について

授業料免除制度とは

- 授業料の免除は、前期・後期ごとに本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の減免をする制度です。
- 授業料免除は原則4年生以上の学生が対象となります。3年生以下の学生は高等学校等就学支援金制度により、授業料の全額又は一部が助成されます。
- 令和2年4月から、高等教育の修学支援制度がスタートしていることに伴い、4年生以上の授業料免除については、次のスライドのとおりです。

4年生以上の場合

①経済的理由によって授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

家計基準を確認の上、まずは春募集の修学支援制度（給付奨学金+授業料減免）に申込をしてください。申請期限をよくご確認ください。

※詳しくは、別途お知らせしております日本学生支援機構給付奨学金募集案内をご確認ください。

日本学生支援機構給付奨学金採用となった学生が、授業料減免も対象となります。

※令和5年度に、既に給付奨学金の認定を受けている学生には、別途ご連絡いたします。

日本学生支援機構 進学シミュレーター ※家計が該当するかの確認はこちら。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

4年生以上の場合 続き

- ②令和5年10月～令和6年3月において、学資負担者死亡又は学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受け、授業料納付が困難であると認められる者
- ③令和5年10月～令和6年3月において、学資負担者失職等により著しい家計の急変があり、授業料納付が困難であると認められる者

3年生以下の場合

- ①高等学校等就学支援金制度により授業料の全額が支援されない者で、令和5年10月～令和6年3月（新入学生の前期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者死亡又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料納付が困難であると認められる者
- ②令和6年度に在学年数が3年を越える3年生以下の者で、かつ、学業優秀者（例：1年次または2年次で留年した者）
- ③保護者の全員または一部が日本国内に在住しておらず、その保護者の課税証明書が発行されないため、高等学校等就学支援金制度の加算が認められない者で、かつ、学業優秀者

全学年対象

学生の居住地又は学資負担者の居住地又は勤務地が災害救助法の適用を受けた日から1年以内で、かつ、「学資負担者死亡」又は、「学生の居住する家屋または学資負担者の居住する家屋が半壊以上（床上浸水含む。）の被害」又は、「学資負担者の勤務地が被災したことに伴う失職等による家計急変」に該当する場合

提出期限

「授業料免除申請書」は4月24日（水）16時まで学生課持参（または必着）にて、ご提出ください。

期日を遅れた場合には、いかなる理由でも受理いたしませんので、早めの手続きをお願いいたします。